

# 令和 8 年度

# 長崎市芸術文化活動助成事業

## （定例枠・合併地区枠） 募集案内

＜助成対象事業の実施期間＞

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

＜提出期間＞

募集案内開始日から 3 月 9 日（月）まで※3 月 9 日（月）必着

＜提出書類＞

長崎市文化振興課ホームページ（ながさき文化のひろば）よりダウンロード

＜注意事項＞

- ・助成対象事業は、審査により決定します。
- ・本事業は、令和 8 年度予算の範囲内で実施するものであり、審査により交付が内定した場合であっても、交付の条件などが変わる場合があります。

## 1. 長崎市芸術文化活動助成制度の目的

この事業は、本市の芸術文化団体の自主的な芸術文化活動を支援するため、長崎市が事業費の一部を助成するものです。

## 2. 助成対象団体

次のいずれかに該当する団体。ただし、営利を目的とする団体または営利を目的とする企業等に所属する団体は除きます。

### (1) 定例枠

本市に芸術文化団体としての組織を有し、かつ、本市を主たる本拠として舞台芸術又は美術の継続的な練習、創作、発表等の活動を行っている芸術文化団体または鑑賞事業を市民に継続的に提供している芸術文化団体。

※令和7年度に当該助成金の交付を受けた団体は除きます。

### (2) 合併地区枠

合併地区（旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町、旧琴海町）における文化協会または定例枠と同内容の要件を満たす芸術文化団体。

※令和7年度に当該助成金の交付を受けた団体も対象となりますが、今回の募集までとなります。

## 3. 助成対象事業

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施される次のような事業を対象とします。

### (1) 市内で行う音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの舞台芸術及び美術展示に関する事業のうち、次のような事業。

※公演や講演会等の動画配信やWEB上の作品発表なども対象となります。

#### ア 成果発表事業

芸術文化団体が自ら行う日頃の文化活動の成果を発表する事業。

#### イ 芸術鑑賞事業

芸術家や実演団体を招いて鑑賞したり、優れた芸術作品を鑑賞したりする事業。

#### ウ 講演会・セミナー事業

文化活動のレベルアップのために外部から講師や指導者を招聘する事業。

※選定の際、定期演奏会（公演）など恒例で開催される事業で、内容が例年と変わらないものは優先度が低くなる可能性があります。

#### 4. 対象外事業

- (1) 営利を目的とするものと共同して行う事業。
- (2) 国又は他の公共団体若しくは公共的団体から補助金等の交付を受けて行う事業。
- (3) 広く一般に公開されない事業。
- (4) 政治的又は宗教的な活動に関する事業。
- (5) 営利を目的とする商業的な事業。
- (6) 文化祭や部活動の成果発表等の学校行事に類する事業。
- (7) 会合又は学会に類する事業。

#### 5. 対象経費

助成対象経費は、会場使用料（減免がある場合は、減免後の額。）、舞台等制作費、出演料、謝礼金、通信運搬費、宣伝費などです。

なお、スタッフの食費や事業終了後のパーティーなどに係る経費、練習や会議に係る経費、事務費などは対象外経費となります。

詳しくは、「別紙 助成対象経費」をご確認ください。

#### 6. 助成金の額

助成対象経費の総額から当該助成対象事業に係る収入（入場料、出品料、協賛金など）を差し引いた額に **2分の1** を乗じて得た額（千円未満切捨て）とします。ただし、算出した額が 20 万円を超える場合については、**20 万円を限度**とし、複数の団体が共同で企画し、制作し及び実施する助成対象事業については、**30 万円を限度**とします。

限度額を 30 万円とする場合の事業の例としては、事業実施後も、団体間の交流を継続又は発展させる企図があるもの、又は複数の団体が企画することで創造性の高い事業が実施されるもののうち、そのことが本市の文化の向上に貢献すると期待できるもの。

## 7. 助成金の交付要望

当該助成金の交付を受けようとする団体は、次に指定する期間内に芸術文化活動助成金交付要望書に必要な書類を添えて提出し、審査を受けてください。

なお、審査は長崎市芸術文化活動助成金交付審査会で行い、後日、結果を通知します。内定を受けた団体は、補助金等交付申請書の提出など手続きが必要です。

### (1) 提出書類

#### ア 所定の様式

- (ア) 芸術文化活動助成金交付要望書（第1号様式）
- (イ) 事業企画書（第2号様式）
- (ウ) 収支予算書（第3号様式）
- (エ) 団体概要書（第4号様式）
- (オ) 他の団体に関する団体概要書（第5号様式）※複数団体で開催する場合のみ。

#### イ 任意の様式

- (ア) 当該助成金の交付を受けようとする団体の令和7年度の収支決算書  
※令和7年度度のものが提出できない場合は、令和6年度のものでも可。

### (2) 提出締切 令和8年3月9日（月）※必着

### (3) 提出方法

#### イ 提出方法

メール、郵送、又は持参のうえご提出をお願いします。

なお、持参する場合は、長崎市役所の開庁日時である平日の8時45分から17時30分までの間にご提出ください。

#### ア 提出先

〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4番1号 9階

長崎市市民生活部文化振興課 長崎市芸術文化活動助成事業担当

メール bun\_shin@city.nagasaki.lg.jp

### (4) 様式等のダウンロード

文化振興課ホームページ（ながさき文化のひろば）にアクセスしてダウンロードしてください。

## 8. 助成金の交付を受けようとする団体の長崎市芸術文化活動助成金交付審査会委員等への接触の禁止

当該助成金の交付を受けようとする団体が交付要望に関して、長崎市芸術文化活動助成金交付審査会委員、長崎市職員、その他本件関係者に接触することを禁止します。

また、当該助成金の交付を受けようとする団体が長崎市芸術文化活動助成金交付審査会委員等に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。

なお、長崎市芸術文化活動助成金交付審査会委員については、次のとおりです。

川口 佳子（長崎県美術館）

草場 紀久子（活水女子大学）

小出 久（株式会社長崎新聞社）

伴野 保（長崎歴史文化博物館）

百崎 浩之（株式会社長崎経済研究所）

## 9. 助成金の交付決定

当該助成金の交付の内定の通知を受けた団体は、助成対象事業を実施する日の30日前までに補助金等交付申請書の提出をしてください。ただし、4月に実施する助成対象事業については、助成対象事業を実施する年度の4月1日から助成対象事業を実施する日の前日までに補助金等交付申請書に必要な書類を添えて提出してください。

## 10. 助成対象事業の実績報告

当該助成金の交付の決定の通知を受けた団体は、助成対象事業完了後30日以内に補助事業等実績報告書に必要な書類を添えて提出してください。

## 11. 助成金の交付確定・交付

助成金は、補助事業等実績報告書に基づき確定した額を交付します。

## 12. 助成金の交付取消し

当該助成金の交付の決定の通知を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消します。

- (1) 助成対象事業の実施にあたって不正な行為があると認められたとき。
- (2) 助成対象事業の実施にあたって市長が指示した事項に従わないとき。

### 13. 本事業名の表示

助成対象事業の印刷物等には「令和8年度長崎市芸術文化活動助成事業」の名称を表示してください。

### 14. 助成対象事業の招待券の提供

助成対象事業の検証を行うため、長崎市芸術文化活動助成金交付審査会委員や長崎市職員が入場させていただく場合がありますので、招待券のご提供（6枚程度）についてあらかじめご了承ください。

### 15. 問い合わせ先

〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4番1号 9階

長崎市市民生活部文化振興課 長崎市芸術文化活動助成事業担当

直通 095-829-1235／メール bun\_shin@city.nagasaki.lg.jp

※長崎市役所の開庁日時は、平日の8時45分から17時30分までです。